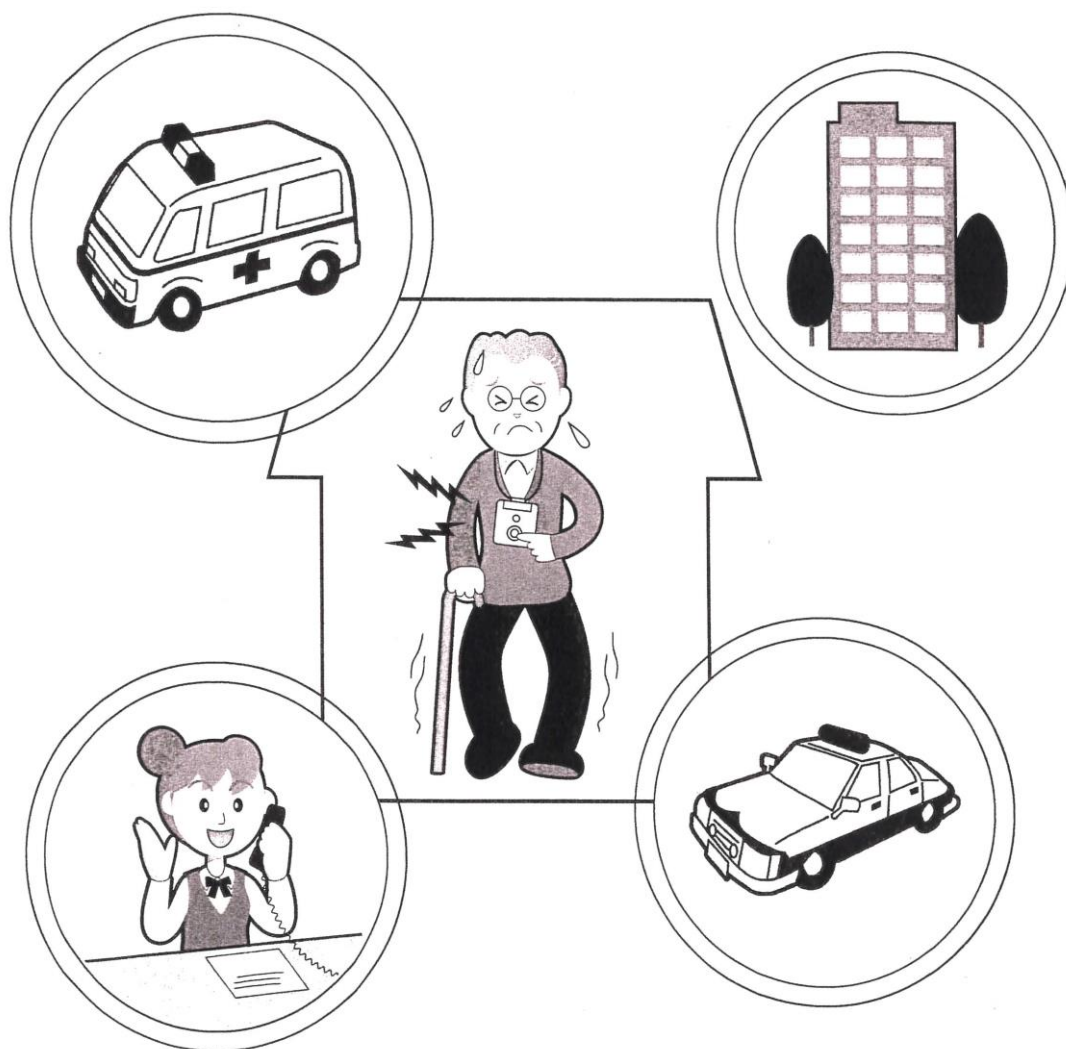


# 緊急通報システム利用の手引き

((((利用者用))))

## 「みんなで作る『ふれあいのまち』」



社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会

※改訂 2020年4月1日

## はじめに

私たちは、住み慣れた地域で、一日でも長く暮らしていきたいと願っています。

しかし、年齢を重ねるにつれ、また、ひとり暮らしを長く続けるにつれ「もしもの事故や急病等」の緊急事態に対する不安感が高まってきます。

そこで、伊丹市と伊丹市社会福祉協議会では、このようなひとり暮らしの高齢者等の緊急事態に対する不安感を解消するとともに、もしもの時の安全を確保するために、伊丹産業株式会社の協力のもと「緊急通報システム事業」を昭和62年度から始めています。

この事業を構成するための自動通報装置やペンダントは、ご自身の日常生活を守る大切な機器です。

つきましては、この「利用の手引き」をぜひご一読いただき、これらの機器やペンダントを正しくご使用いただきますようお願いいたします。

伊丹市社会福祉協議会

# 目 次

---

## はじめに

1. こんな時ペンダントのボタンを押してください . . . 3
  2. 「ボタン」を押すと「近隣協力員」に通報されます . . . 4
  3. ペンダントなど機器はいつも「正常の状態」にして  
おいて下さい . . . 6
  4. 月 1 回通報テストをします . . . 7
  5. 次の事項は必ずお守り下さい . . . 9
  6. このような時は必ずご連絡ください . . . 12
- 連絡先一覧 . . . 13

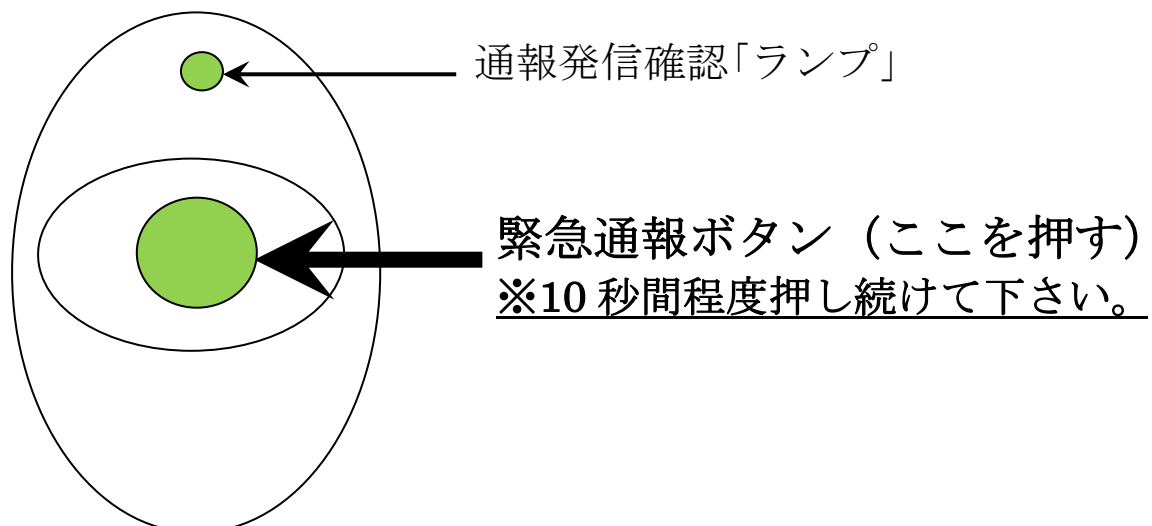
# 1. こんなときペンダントのボタン を押してください

- からだの具合が悪くなったとき  
(急病、発作など)
- ケガをしたとき
- 何か不安になったとき
- 押し売りが来て困ったとき  
(悪質商法の訪問販売など)
- 誰かに暴力をふるわれたとき

※上記のような場合

近所の人（近隣協力員など）の助けがほしいとき、  
夜中でも、どんなときでも、遠慮したり、迷ったりせず

ペンダントのボタンを押してください。



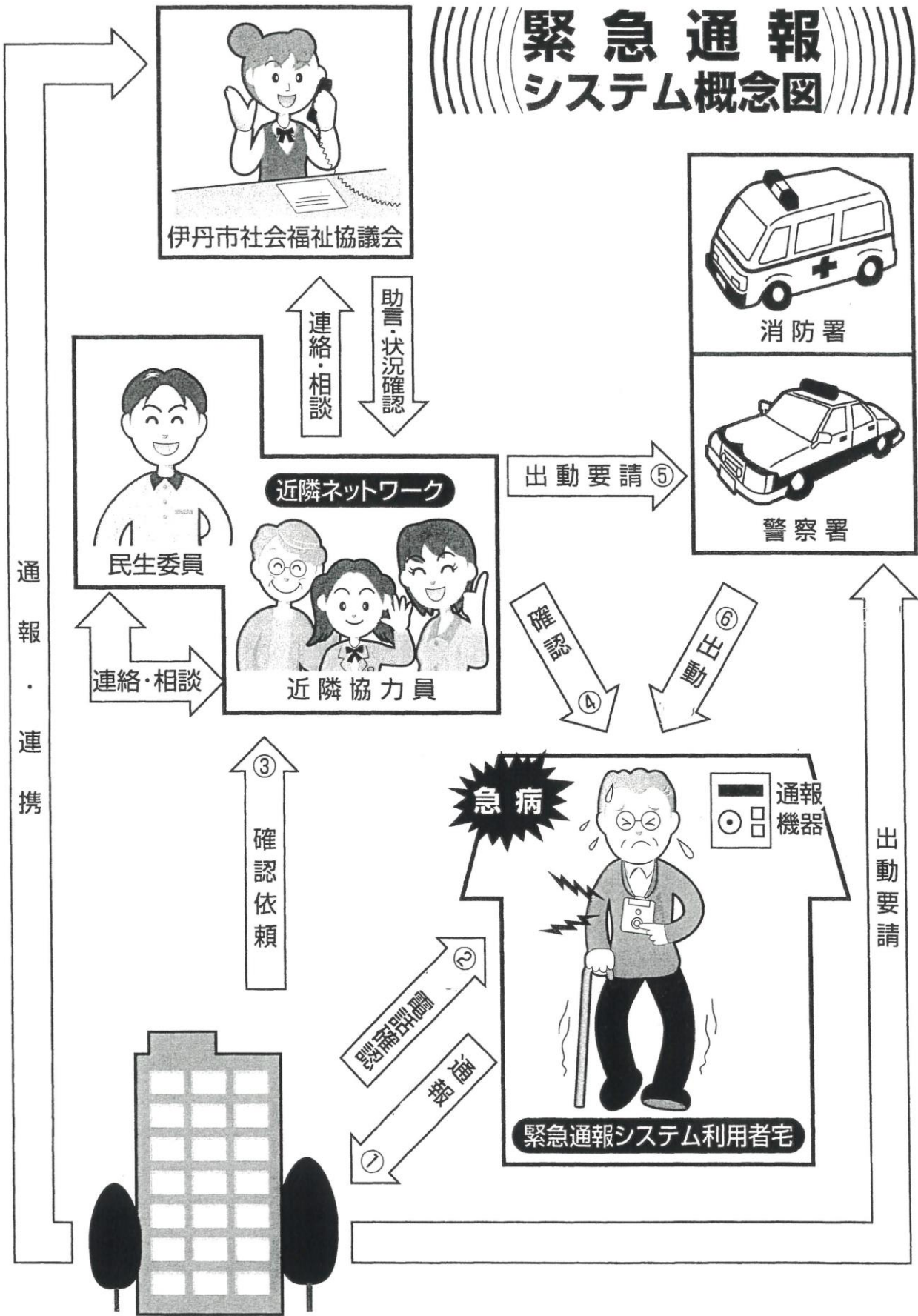
## 2. 「ボタン」を押すと

### 「近隣協力員」に通報されます

あなたがペンダントのボタンを押すと、次の順序で近隣協力員等へ緊急通報されます。

- ① あなたの胸にかけたペンダントのボタンを押すと、ACU 24集中監視センター（以下、監視センター）へ通報されます。
- ② 通報を受けた監視センターは、あなたの電話番号に状況確認の電話をかけます。
- ③ この電話にあなたが対応できない時は、監視センターでは、あなたに緊急事態が発生したと考え、あらかじめ登録していただいている近隣協力員に電話で緊急事態発生の連絡を行います。  
（もし、あなたが監視センターからの確認の電話に出られる場合は、ご自身の状況を説明し、必要な助けを依頼して下さい）
- ④ 監視センターからの連絡を受けた近隣協力員は、あなたの家に急行してあなたの安否を確認します。
- ⑤ 近隣協力員は、状況に応じて対応するほか、場合によっては消防署、警察署への通報を行います。
- ⑥ もし、監視センターから近隣協力員に連絡が取れない場合は、監視センターから直接、消防署・警察署等への通報を行い協力を求めます。

# 緊急通報システム概念図



監視センター 伊丹産業(株)  
(年中無休・24時間体制)

### 3. ペンダントなど機器はいつも 「正常の状態」にしておいて下さい

もしもの時に、正常に緊急通報システムの機器が働くよう次の点に注意して下さい。

#### ① 電話機は、大丈夫ですか？

通報後、監視センターからの連絡は、登録されている固定電話もしくは携帯電話の番号にかかってくるため、固定電話の場合、受話器がはずれていたり電話回線が不通であったり、携帯電話の場合、バッテリーが切れていたりする等の状態であると確認ができません。そのために、必ず登録されている電話機の状態が問題ないかを、確かめましょう。

#### ② ペンダントをなくさないようにしてください。

お渡ししたペンダントは、緊急時に「ボタン」を押すと、電波を発信する機器です。手荒く扱わないようにしていただき、できれば、首からぶら下げるか、手の届くところに置いておいて下さい。

#### ～ペンダントと受信機の電池交換について～

ペンダントは5年ごとに、受信機は10年ごとを目安に電池交換が必要です。電池交換の時期がきましたら、伊丹市社会福祉協議会より連絡させていただき、電池交換に伺います。



## 4. 月1回通報テストのお願いをします。

(安否の確認を兼ねてお電話させていただきます)

伊丹市社会福祉協議会では、お宅に設置した緊急通報システムが常に正常に作動するかを確かめるため、「通報テスト」のお電話を月に1回させていただきます。テストは次の要領で実施しますので、ご協力をお願いします。

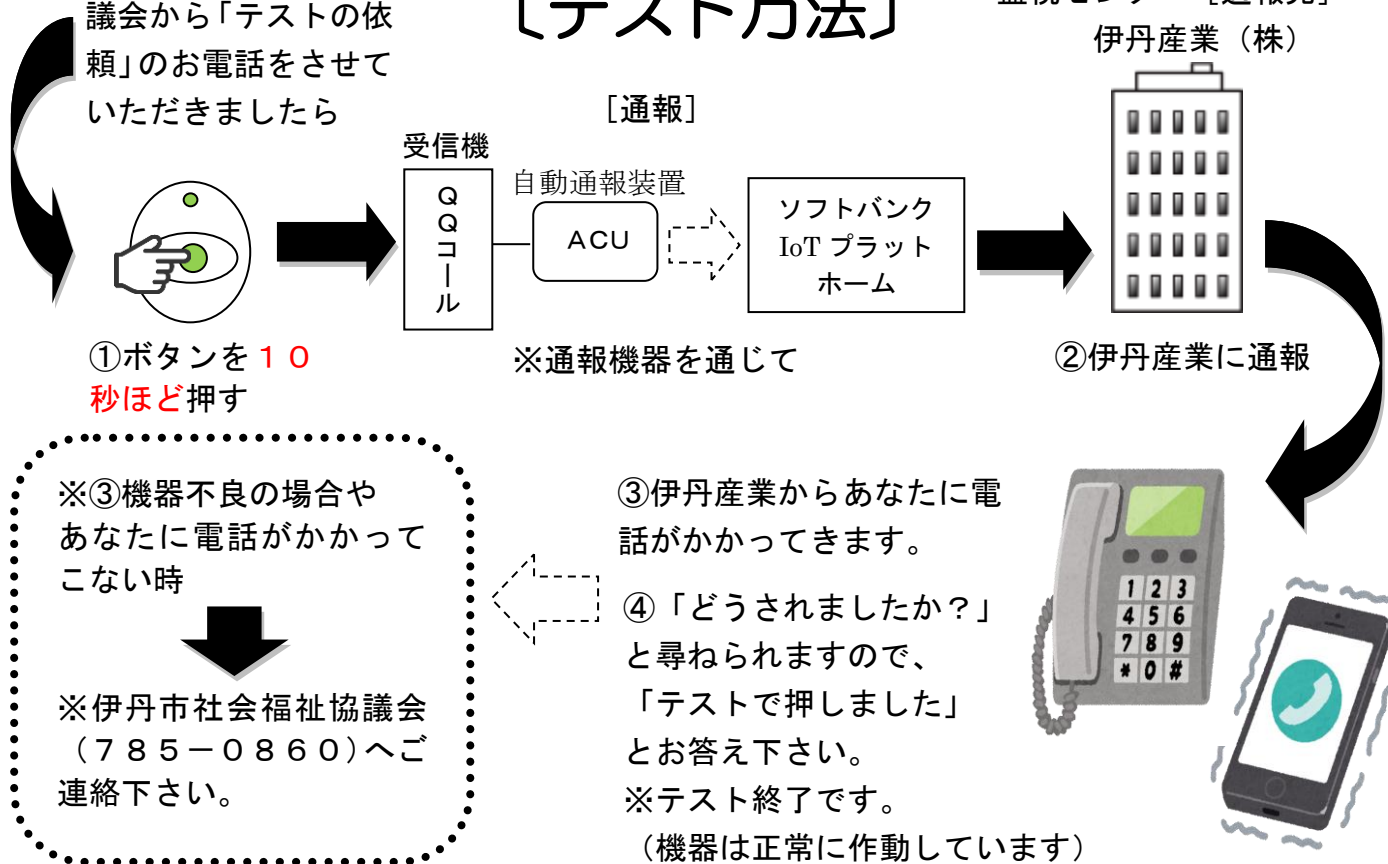
- ① まず、月1回、伊丹市社会福祉協議会から「ただ今から緊急通報システムの通報テストをお願いします」という電話を、あなたが登録されている電話番号におかけします。(登録されている番号が携帯電話の場合、バッテリーが切れているとつながりませんので注意して下さい)
- ② 電話を切った後、ペンダントのボタンを10秒ほど押して下さい。(ボタンを押す時間が短すぎると発信できていない場合があります)
- ③ しばらくすると監視センターから確認の電話がかかります。
- ④ 電話に出て「テストで押ししました」と答えて下さい。これでテストは終了です。
- ⑤ もし、ペンダントのボタンを押して、しばらく待っても、監視センターから電話がかかってこない時は、恐れ入りますが、伊丹市社会福祉協議会(電話785-0860)へご連絡下さい。



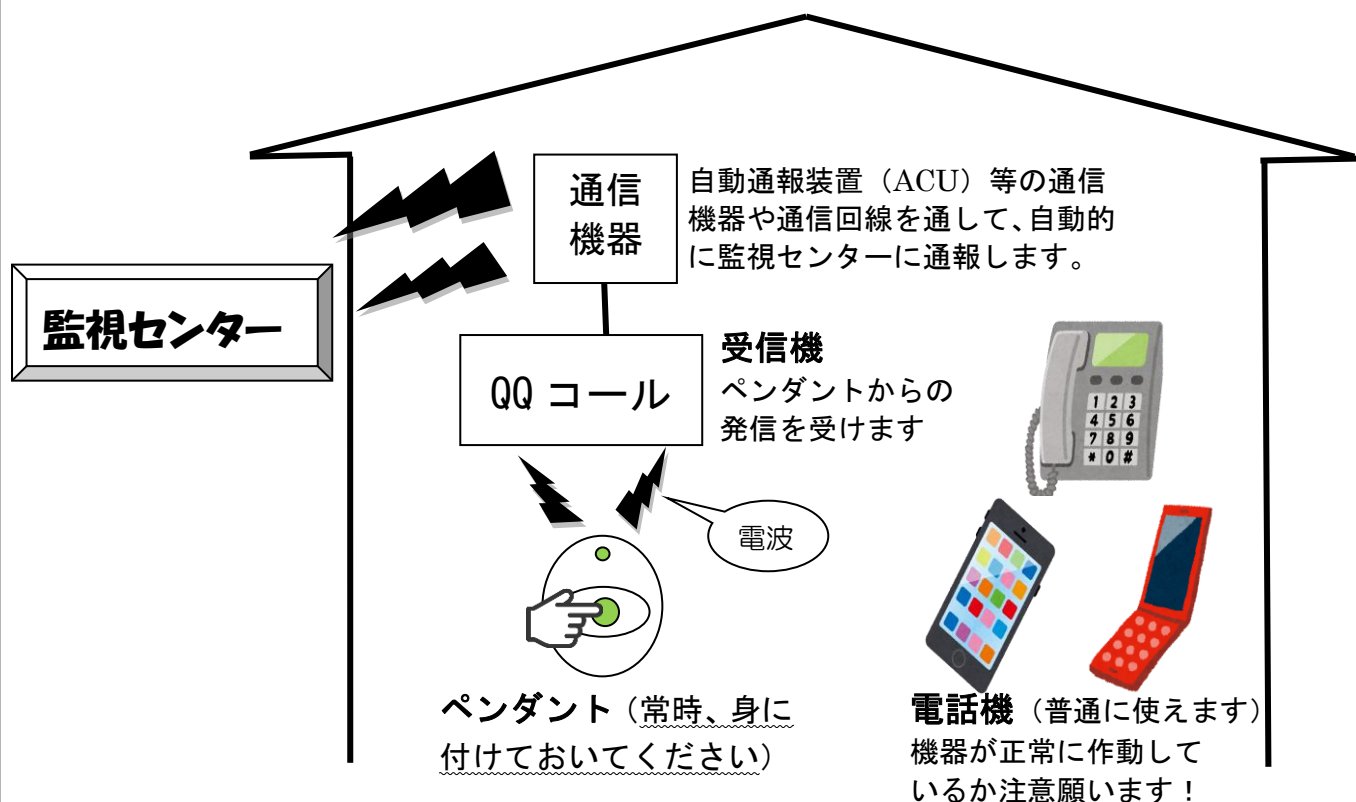
☆伊丹市社会福祉協議会から「テストの依頼」のお電話をさせていただきましたら

## 〔テスト方法〕

監視センター〔通報先〕  
伊丹産業（株）



## 〔緊急通報システム機器配置図〕



## 5. 次の事項は必ずお守り下さい

### ① ペンダントは常に身に付けておきましょう

家にいる時は、ペンダントを首からぶら下げる等常に身に付けておきましょう。「いざ」という時に身近にペンダントが無ければ、せっかくの緊急通報システムも役に立ちません。

ペンダントは浴室に持って入っても大丈夫です。(入浴中に湯水を直接かぶることがあっても使用できます。ただし、湯船に直接つけることは、やめて下さい。水滴は必ず拭き取り、ペンダントを乾かして下さい)

### ② あなた宅の鍵を近隣協力員に預けておきましょう。

緊急時に近隣協力員が駆けつけた時、あなた宅の鍵がかかっていると速やかな対応が難しくなります。そのため、あらかじめ近隣協力員の方にお宅の鍵を預けておきましょう。また、日頃から鎖などの内鍵はしないようにしましょう。せっかくの鍵を近隣協力員に預けていても、それでは役に立ちません。

(近隣協力員の方に鍵を預ける場合は、伊丹市社会福祉協議会作成の「鍵保管袋」をご利用下さい)

### ③ 緊急通報システム機器を勝手に外したり安易に移設しないようにしましょう。

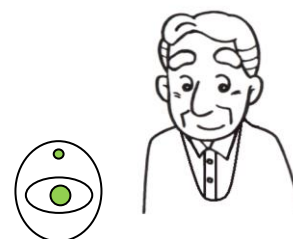
緊急通報システムに関する機器は、市の所有物で、あなたに貸与するものです。勝手に取り外したり、他人に譲ったり、安易に機器の設置場所を移設しないようにしましょう。

### ④ もしも、心臓ペースメーカーを使用することになったら…

今後、心臓ペースメーカーを使用することになった場合、以下のことに注意してください。

☆ボタンを押すときだけでなく、常に心臓から22cm以上離しておくこと。

※心臓と反対側の腰の部分（ズボンのポケット）に携帯するなど、工夫してください。



#### 【参 考】

伊丹市の緊急通報ペンダント（発信機）から発する電波は携帯電話より弱い電磁波です。それがペースメーカーに何らかの影響を及ぼす可能性については、取扱業者やメーカーに照会した結果、「特に心臓の近くで常に身につけておくペンダントは、ペースメーカーへの影響を否定できない」との回答です。このことを十分認識した上で使用していただくようお願いします。

⑤ 何かあれば必ずご連絡下さい。

緊急通報システム機器について何か困ったことや故障と思われる時は、必ずご連絡下さい。

(※連絡先は裏表紙に記載)

○●○豆知識○●○

◇入浴中の事故を防ぎましょう◇

- ア. お湯の温度は39度から41度位で長湯しない
- イ. 脱衣場や浴室の温度が低くならない工夫をする
- ウ. 食事直後や深夜に入浴しない
- エ. 気温の低い日は夜早めに入浴する
- オ. 心肺の慢性疾患や高血圧症を持つ人では半身浴が望ましい

(東京都老人総合研究所による)



## 6. このような時は必ずご連絡下さい

次のような時は、必ず伊丹市社会福祉協議会へご連絡いただきますようお願いいたします。

- ① ペンダントを紛失した時、また水につけてしまったり、落として壊れたりして通報できなくなった時。
- ② ペンダントのボタンを押さないのに、監視センターから確認の電話がかかってきた時。
- ③ 入院等で長期間(おおむね1ヶ月以上)留守にされる時。
- ④ 転居される時。
- ⑤ あなたの緊急時の連絡先(近隣協力員、親族、住居管理者等)の住所、電話番号が変わった時。
- ⑥ かかりつけの病院や医院が変わった時。
- ⑦ 緊急通報システムが不要になった時。
- ⑧ その他、変更事項が生じた時など。

## 連絡先一覧

### ●緊急通報システム事業主体

**\*故障かな?困ったな?というときは・・・**

担当課	電話番号	受付時間
伊丹市 地域・高年福祉課	072-784- 8099	月曜日～金曜日 午前9時～ 午後5時30分
伊丹市社会福祉協議会	072-785- 0860	

### ●緊急通報システム監視センター

**\*緊急時や通報テストの電話がかかってきます。**

氏名	電話番号	備考
伊丹産業ACU24 集中監視センター	【直通】072- 777-1000	年中無休 24時間体制

### ●あなたの担当民生委員

氏名	電話番号	備考

### ●あなたの近隣協力員

氏名	電話番号	備考

<緊急通報システムに関するお問い合わせは>

社会福祉法人 **伊丹市社会福祉協議会**

〒664-0014 伊丹市広畑3丁目1番地

いたみいきいきプラザ（市立地域福祉総合センター内）

TEL (072) 785-0860

FAX (072) 787-6911